

お客さま各位

兵庫日産自動車株式会社
代表取締役社長 酒井 雄一郎

リース会社様の車両整備に関する不適切な請求についてのご報告とお詫び

このたび、弊社が受託しておりますリース会社様の車両整備業務の一部において、不適切な請求が行われていたことが判明いたしました。

本件はリース会社様からのご指摘および社内調査の結果により明らかになったものであり、関係するリース会社様はもとより、日頃より弊社をご利用いただいているお客さま並びにお取引先の皆様に、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、心より深くお詫び申し上げます。

弊社はこの事態を厳粛に受け止め、取引データの詳細調査を実施、同調査結果の近畿運輸局神戸運輸監理部への報告の後、以下の通り行政処分を受けております。

【行政処分の内容】

自動車特定整備事業に対する行政処分：文書警告（違反事由の改善および再発防止策の報告を実施）
対象事業場：7事業場

本事案は、弊社における法令を遵守する意識や取り組みが不十分であったことによるものと認識しております。全社を挙げコンプライアンスの徹底ならびに管理体制の強化と業務の透明性向上を図るため、以下、再発防止策を策定し、運用を開始しております。

【再発防止策】

- ・請求内容と整備記録等の整合性を確認する仕組みの構築と運用の強化
- ・社内監査体制の強化（定期および抜き打ちによるチェック体制の強化）
- ・社員へのコンプライアンス教育と意識改革の促進

なお、本件はあくまでリース会社様に対する不適切な請求に関するものであり、整備・点検そのものの品質に問題があったわけではございません。当該リース車両の整備・点検は適正に実施されていることは確認しており、お客さまにはこれまで通りご安心してお車をご利用いただけます。

改めまして、本件により多大なるご迷惑とご心配をおかけしました皆様に対し、深くお詫び申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

兵庫日産自動車株式会社 お客さま相談窓口
TEL：0120-045-523

以上